

申請代理人向け

継続検査OSSにおける処理運用方法の拡大について

(2020.5.1~)

(rev1.0)

検査企画課・指導課
情報管理課・システム企画課
2020年4月24日

- 拡大する処理運用方法の概要 p.2
- 現状の処理運用イメージ p.3
- 拡大後の処理運用イメージ p.4

拡大する処理運用方法の概要

継続検査OSSが開始され、これまで様々な、システムに係る改善要望等があがっており、実際の運用等を踏まえ検討した結果、**5月1日**より以下の件について**処理運用方法を拡大**することとしましたので、事前に周知いたします。

■ 「検査証有効期間短縮となるOSS申請」や「放置違反金滞納情報があるOSS申請」に係る処理運用

➤ 継続検査OSS申請後、検査記録を行おうとした際、当該申請が『**有効期間短縮エラー**または**放置違反金滞納エラー**』となった場合・・・

【現状の処理運用】

・軽検協事務所等職員は、「補正のスキームを利用した（意思）確認＝補正通知」

・**申請代理人は**、処分通知内容を確認後、「**補正のスキームを利用した意思表示・回答＝ポータルサイトからの補正申請**」

を行う必要がありました。

この**電子的な意思表示・回答を受けて**、軽検協システムが、『**電子申請書**』に**当該エラーを解除するコード値を自動で設定のうえ**、**処理を進める仕組み**としておりました。

補足) 実運用上、**その他の処理方法**として、軽検協事務所等職員による**却下処分通知からの**、申請代理人側でタイミングを見計らっての**再申請**、という方法が採られているところもあると伺っています。

【拡大後の処理運用】

上記の運用に加えて、**申請代理人・軽検協事務所等職員の円滑な連携により**、案件に対する**意思表示（有効期間短縮エラーに係る短縮可否、放置違反金滞納エラーに係る納付状況）が確認できた場合**は、

・**軽検協事務所等職員が**、当該エラーを解除するコード値を**手動で入力し決裁のうえ処理を進める仕組みを可能**

とします。（システム改修を行います。）

この方法を採用した場合、**申請代理人は**、「**補正のスキームを利用した意思表示・回答（ポータルサイトからの補正申請）**」が**不要**となります。

注) ただし、**お互いにシステムを利用せずに（意思）確認【軽検協】／意思表示・回答【申請代理人】**を行うこととなり、その証跡がシステムに残らないため、後に**トラブル（言った言っていない）**とならないように、軽検協事務所等職員とご調整をお願いいたします。

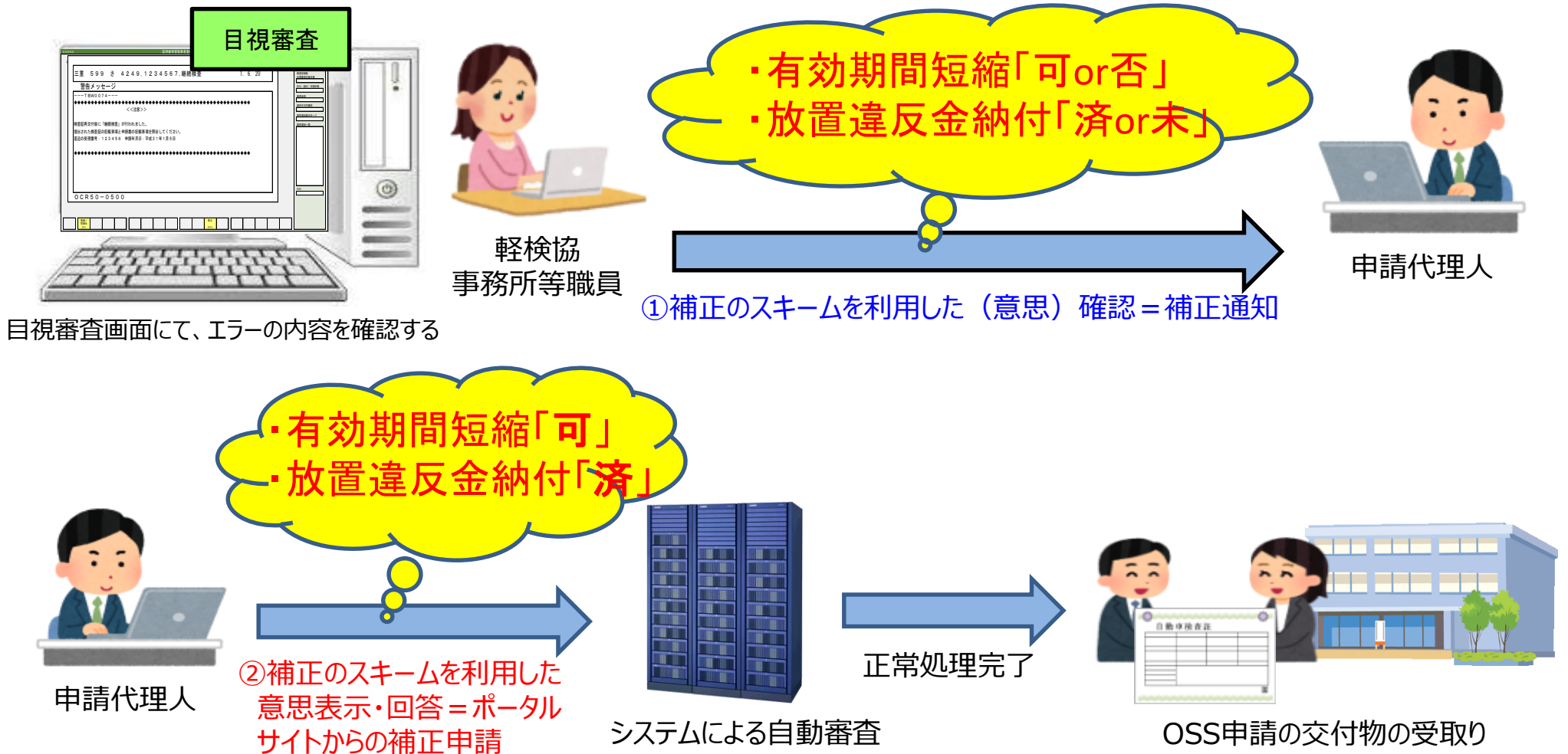
具体的な運用イメージについては、次ページ以降をご参照ください。

現状の処理運用イメージ

前ページでもお伝えしましたが、継続検査OSS申請がなされ、検査記録を行おうとした際に『有効期間短縮エラーまたは放置違反金滞納エラー』となった場合は、軽検協事務所等職員による目視審査が必要となります。

軽検協事務所等職員は、目視審査の結果、①「補正のスキームを利用した（意思）確認＝補正通知」を行い、通知を受けた申請代理人は、通知内容を確認した後、②「補正のスキームを利用した意思表示・回答＝補正申請」を行う必要があります。

(実運用上、軽検協事務所等職員による却下処分通知からの、申請代理人側でタイミングを見計らった再申請、という運用方法もあると伺っていますが、イメージは割愛します。)



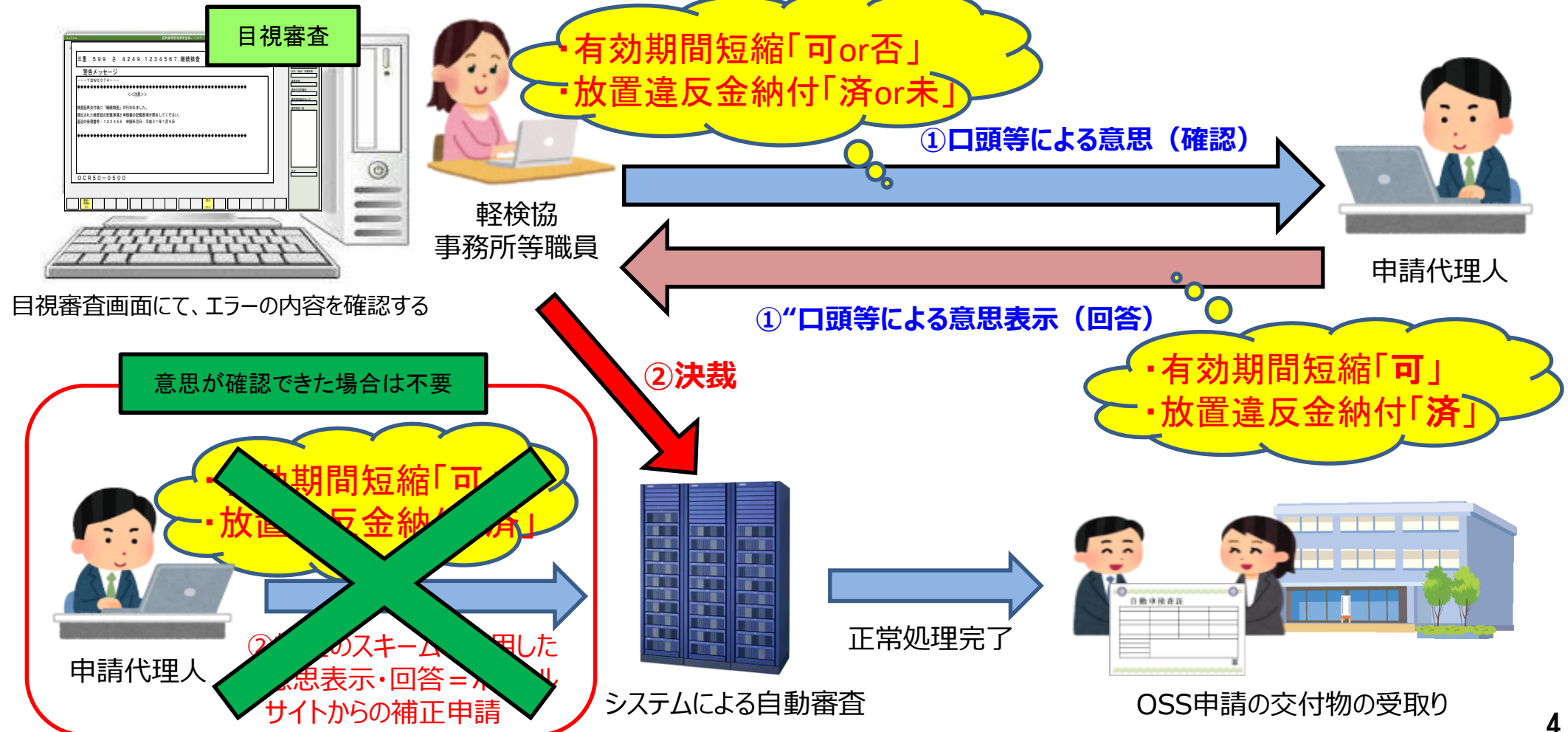
拡大後の処理運用イメージ

前ページの運用に加えて、軽検協事務所等職員による目視審査の結果、**口頭等により案件に対する意思または回答が確認できた場合**（①及び①“）は、軽検協事務所等職員の処理（②**決裁**）により、**申請を進めることが可能**となります。（システム改修を行います。）

口頭等により案件に対する意思または回答が確認できた場合、申請代理人は、**補正のスキームを利用した意思表示・回答＝補正申請を行う必要はありません**。（軽検協事務所職員も、補正のスキームを利用した（意思）確認＝補正通知を行いません。）

補正のスキームまたは**口頭等のいずれの運用方法を採用するか**については、**軽検協事務所等職員とご調整をお願いいたします**。

注）ただし、お互いにシステムを利用せずに（意思）確認【軽検協】／意思表示・回答【申請代理人】を行うこととなり、その証跡がシステムに残らないため、後にトラブル（言った言っていない）とならないように十分ご調整ください。



End Of File